

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	高等学校等(私立のものを除く。)に入学した者に対する 入学時に必要となる経費に係る給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県教育委員会は、高等学校等(私立のものを除く。)に入学した者に対する入学時に必要となる経費に係る給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県教育委員会

公表日

令和6年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	高等学校等(私立のものを除く。)に入学した者に対する入学時に必要となる経費に係る給付金の支給に関する事務
②事務の概要	<p>山梨県公立高等学校等入学準備サポート事業給付金支給要領に基づき、高等学校等へ入学する生徒がいる経済的に余裕のない世帯の負担を軽減するため、高等学校等への入学時に必要となる経費に対する給付金を支給する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実の審査又はその申請に対する応答に関する事務に使用している。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取り扱いを行う。</p> <p>①山梨県公立高等学校等入学準備サポート事業給付金の受給を希望する保護者等からの、受給申請、マイナンバーカード(通知カードも可。)の写しの提出 ②情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ③上記②で取得した保護者等の税額情報を基に支給の決定、通知</p>
③システムの名称	統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

公立高等学校等入学準備サポート事業給付金支給ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・山梨県個人番号の利用等に関する条例(平成27年山梨県条例第40号)第4条第1項、別表第一の第9の項
--------	------------------------------------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 ・番号法第9条第2項 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条各号 ・山梨県個人番号の利用等に関する条例(平成27年山梨県条例第40号)第4条第1項、別表第一の第9の項</p> <p>【情報提供】 実施しない</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	山梨県教育庁高校教育課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	山梨県総務部 県民情報センター 400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 055-223-1408
-----	--------------------------------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	山梨県教育庁高校教育課 管理奨学担当 400-8504 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 055-223-1769
-----	-----------------------------------------------------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月10日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	様式変更への対応
令和5年5月23日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年山梨県条例第40号)第4条第1項、別表第一の第5の項	・山梨県個人番号の利用等に関する条例(平成27年山梨県条例第40号)第4条第1項、別表第一の第5の項	事後	基礎項目評価の見直し時に追加したため
令和5年5月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	山梨県個人番号の利用等に関する条例	事後	基礎項目評価の見直し時の修正
令和5年5月23日	II しきい値判断 1 対象人数	平成30年7月31日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	基礎項目評価事前に行うしきい値判断結果を反映したため
令和5年5月23日	II しきい値判断 2 取扱者数	平成30年7月31日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	基礎項目評価事前に行うしきい値判断結果を反映したため
令和6年9月30日	I 関連事項 ③システムの名称	中間サーバー、統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム	統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム	事後	法改正及び記載事項の見直しに伴う修正等
令和6年9月30日	I 関連事項 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第2項 ・山梨県個人番号の利用等に関する条例(平成27年山梨県条例第40号)第4条第1項、別表第一の第9の項	・番号法第9条第2項 ・山梨県個人番号の利用等に関する条例(平成27年山梨県条例第40号)第4条第1項、別表第一の第9の項	事後	法改正及び記載事項の見直しに伴う修正等
令和6年9月30日	I 関連事項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・山梨県個人番号の利用等に関する条例(平成27年山梨県条例第40号)第4条第1項、別表第一の第9の項	【情報照会】 ・番号法第9条第2項 ・番号法第19条第9号 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条各号 ・山梨県個人番号の利用等に関する条例(平成27年山梨県条例第40号)第4条第1項、別表第一の第9の項 【情報提供】 実施しない	事後	法改正及び記載事項の見直しに伴う修正等